

平成30年 8月 16日
(2018年)

吹田市長 後藤 圭二 様

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会
委員長

高木 豊

地方独立行政法人市立吹田市民病院 平成29年度の業務実績評価に係る意見について（答申）

平成30年7月9日付にて市長より諮問のありました標記のことについて、下記のとおり答申いたします。

記

1 地方独立行政法人市立吹田市民病院 平成29年度の業務実績に関する小項目評価結果報告書（案）についての意見

（1）救急医療について

救急搬送の受入体制については、現状の体制に改善を加え、また新病院での体制整備の準備も進めており、今後に期待できるところであるが、平成29年度の年度評価としては、救急搬送の要請件数や受入件数が減少していることから、評価2（年度計画を十分に実施できていない）が妥当であると判断する。

要請件数や受入件数減少の原因分析を十分行うとともに、消防本部や地域の診療所からの受入要請に対する丁寧な対応と情報共有により、さらなる連携強化が必要であると考える。

（2）安心安全な医療の提供について

平成29年度において新たに実施した取組も示されていたが、評価4（年度計画を上回って実施している）と判断するには十分な成果が確認できなかったことから、評価3（年度計画を順調に実施している）が妥当であると判断する。

（3）地域医療機関との機能分担と連携について

目標指標において、紹介率は前年度と比較して低下、逆紹介率についても目標値を大幅に下回っており、また目指していた地域医療支援病院の承認を得ることができなかつたことから、法人の自己評価どおり評価2が妥当であると判断する。

目標指標の達成にあたっては、他病院との比較なども含めた詳細な原因分析と、これまでとは異なる実効性の高い取組に努める必要がある。また、目標指標の達成だけでなく、地域医療に対する姿勢も問われるということを念頭に、地域の医療機関との機能分担・連携の推進に努めることが重要である。

(4) 人事給与制度について

特に医師等の評価のしくみを作ることには難しさがあると理解するが、中期目標期間の最終年度である平成29年度においても、人事評価制度の構築には至らなかった。目標に掲げている以上、その達成ができていないことから、評価2が妥当であると判断する。

人事評価制度の導入は、職員の業績や能力の正当な評価が職員の意欲向上につながり、ひいては医療の質の向上や経営状況の改善に好影響をもたらすことから、第2期中期目標期間では、年度ごとの具体的な計画を明確に示し、確実な取組の実施が重要である。

(5) 安定した経営基盤の確立、収入の確保及び費用の節減について

平成29年度は、放射線治療装置の故障により診療単価の高い患者を他病院へ紹介せざるを得なかつた等、医療収益が減収した事情は理解できるものの、一方で、医業収益が低迷している中、薬品費や人件費等も増大しており、收支バランスの慎重な検証が必要であったものと考える。結果として、当期純損失として約3億円の赤字決算となつたこと、営業損益の前年度比較で約3,800万円の減収、また利益剰余金もわずかとなつたことなどから、評価2が妥当であると判断する。

新病院移転後は、医療機器等の減価償却や建設費用等、非常に厳しい経営が迫られる中、黒字化を目指すには相当な努力が必要である。

(6) その他

上記(1)から(5)以外の小項目については、法人の自己評価のとおり、評価3が妥当であると判断する。

2 その他の意見

全項目共通事項として、客観的な評価を行うため、業務の実績を明らかにした報告書には、実施した取組内容を具体的に記載するとともに、その成果が分かるよう目標指標以外にも客観的な指標等で示していただくことを、委員会として要望する。